

成年年齢引下げに伴う成人祭対応意見聴取会設置要綱

令和元年5月29日制定
枚方市教育委員会要綱第1号

(設置)

第1条 成年年齢引下げに伴う成人祭「はたちのつどい」の対象年齢等について、学識経験を有する者等の意見を聴取するため、成年年齢引下げに伴う成人祭対応意見聴取会（以下「聴取会」という。）を置く。

(聴取会の構成)

第2条 聴取会は、聴取会委員4人で構成する。

2 聴取会委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

(聴取会委員の依頼期間)

第3条 聴取会委員の依頼期間は、成年年齢引下げに伴う成人祭対応に係る意見の聴取が終了するまでの期間とする。

(聴取会委員の身分)

第4条 聴取会委員は、地方公務員としての身分を有しないものとする。

(進行方法)

第5条 聴取会は、教育長が招集し、聴取会委員の意見を聴取する。ただし、教育長が必要と認めるときは、聴取会を招集せず、聴取会委員に意見を聴取することができる。

2 聴取会の円滑な進行を図るため、聴取会に、座長を置くものとし、座長は委員の互選によって定める。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第6条 聴取会委員は、聴取会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。聴取会委員でなくなったときも、また、同様とする。

(報償金の支給)

第7条 聴取会委員には、聴取会への出席1回（1日に同一の聴取会が複数回開催された場合にあっては、1日）につき、報償金として、9,500円を支給するものとする。

(庶務)

第8条 聴取会の庶務は、社会教育部社会教育課が担当する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。